

保険税は納期内に 納めましょう

●保険税は、世帯ごとに世帯主に対して課税されます。

保険税は、皆さんが病気やケガをしたときの医療費に充てる重要な財源です。必ず納期限までに納めてください。

①保険税の納税義務者は世帯主です。

世帯に国保加入者がいる場合、世帯主の保険が国保以外であっても、その世帯主が納税義務者となります。

②保険税は年度ごとに計算します。

ただし、年度途中で世帯の加入者数に変更があったとき、申告により所得が変更になったときなどは再計算して、税額を変更します。

・途中で加入した場合

・加入月から月割で計算

・途中で脱退した場合

・脱退月の前月分までの月割計算

③加入の届出が遅れると、資格を取得した月までさかのぼって、保険税を納付していただくことになります。

●保険税を滞納すると次のような措置がとられます

1 督促状の送付、催告の実施

納期限までに保険税の納付がない場合は、督促状を送付します。滞納が続くと電話による催告や文書による催告を行います。延滞金が増加される場合もありますので、速やかに納めましょう。

2 保険給付の差し止め・特別療養費対象者への変更

災害等による特別な事由もなく長期にわたり滞納している世帯のうち、その滞納状況が一向に改善されない世帯については、保険給付費の給付の全部または一部が差し止めになったり、特別療養費の対象となる場合があります。

特別療養費対象者は、医療機関窓口で医療費を全額自己負担し、後日領収書を持参のうえ市役所窓口にて滞納している保険税の納付相談を行ってから保険給付費の払い戻しを受けることとなります。また、保険給付費の給付の全部または一部を滞納している保険税に充てられることもあります。

3 滞納処分

納付相談もなく、保険税を滞納し続けると、財産（給与・預貯金・生命保険・不動産など）の差押えなどの滞納処分をする場合があります。保険税の納付が困難になったときは、早めに収納課にご相談ください。

（収納課 内線126・129）

市民110番の家計改善相談では、市税の納付や多重債務で困っている方の家計診断や生活設計のアドバイスを行っています。

相談は、事前のご予約が必要です。（市民110番 内線193・194）

口座振替のご利用を！

保険税の納付は、便利で確実な口座振替を利用しましょう。

●申込みに必要なもの

・保険税納付書等

・通帳

・通帳印

●受付窓口

取扱金融機関へ直接お申し込みください。
※申込書は、市内の取扱金融機関、市役所税務課、市内各出張所にあります。

ページ口座振替受付サービスについて
キャッシュカードで申込みできます。

●対象金融機関

・十八親和銀行 ・ゆうちょ銀行

・長崎県央農協

●必要なもの

・暗証番号 ・本人確認書類

・キャッシュカード

～WEBからスムーズに口座振替お申込み～
こうふりネット

・十八親和銀行

・長崎県央農協

（令和7年7月開始予定）

※詳しくは市ホームページを
ご確認ください。

